

事 業 報 告 書
(自 令和4年2月25日 至 令和4年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人よ つ ば

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、
該当する欄の□を塗りつぶすこと (会計年度内に変更があった
場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県呉市和庄登町 13 番 3 号

(3) 設立認可年月日 令和4年3月14日

(4) 設立登記年月日 令和4年2月25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	平 賀 亮	医療法人よつば よつばクリニック 管理者
理 事		
同		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	よつばクリニック	広島県呉市和庄登町 13 番 3 号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年4月 1日	第1期の事業計画及び収支予算の決定
〃	第1期の借入金額の最高限度額の決定
〃	第1期の役員報酬限度額の決定
令和4年6月28日	第2期の事業計画及び収支予算の決定
〃	第2期の借入金額の最高限度額の決定
〃	第2期の役員報酬限度額の決定
〃	理事、監事の改選の承諾

(3) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

令和4年3月14日 よつばクリニック開設許可 (令和4年4月1日開院)

様式 2

法人名 医療法人よつば
所在地 広島県呉市和庄登町13番3号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 4年 6月30日現在)

1. 資 産 額	128,176 千円
2. 負 債 額	97,974 千円
3. 純 資 産 額	30,202 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	115,403
B 固 定 資 産	12,773
C 資 産 合 計 (A+B)	128,176
D 負 債 合 計	97,974
E 純 資 産 (C-D)	30,202

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

上記は、財産目録に相違ありません。

医療法人 よ つ ば
理事長

様式 3 - 2

法人名 医療法人よつば
所在地 広島県呉市和庄登町13番3号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 4年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	115,403	I 流 動 負 債	8,208
II 固 定 資 産	12,773	II 固 定 負 債	89,765
1 有 形 固 定 資 産	4,475	負 債 合 計	97,974
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	8,297	科 目	金 額
		I 基 金	25,000
		II 積 立 金	5,202
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	30,202
資 産 合 計	128,176	負債・純資産合計	128,176

様式 4-2

法人名 医療法人よつば

所在地 広島県呉市和庄登町13番3号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 2月25日 至 令和 4年 6月30日)

(単位：千円)

目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	46,717
2 事業費用	39,818
本来業務事業利益	6,898
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	6,898
II 事業外収益	104
III 事業外費用	9
経常利益	6,993
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	6,993
法人税等	1,791
当期純利益	5,202

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 よ つ ば
理事長 平 賀 亮 様

私は、医療法人よつば の 第 1 期会計年度（令和 4 年 2 月 25 日から令和 4 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 8 月 26 日
医療法人 よ つ ば
監 事